添付文書

作成年月日 2014 年 12 月 18 日（新様式第１版）

届出番号 13B2X00206000125

機械器具 ２２　検眼用器具
一般的名称　複視診断計　コードＮｏ15826000
一般医療機器（クラスⅠ）
販売名　ＬＥＤヘスチャートプロジェクター2

【警告】
1､使用中は下記に御注意ください。
温度が上がったら、消灯して冷却してください。
2､本品を曲げ、切削、打刻等二次加工は絶対にしない事

【形状、構造及び原理】
赤緑眼鏡付き顎代だけを回して冷却してください。

指示灯
プロジェクター
重量台
６４０×４５０×１０８０～１３３０mm

赤緑眼鏡により左右眼分離し赤ヘスチャート図
及び緑矢印視標投影により、両眼視機能を検査する。



【使用目的又は効果】
復視診断
（両眼視機能検査、眼筋麻痺、複像検査）

【使用方法】
ヘスチャート図　赤色、5 度きざみ
0-180 度方向 30 度まで、
90-270 度方向 30 度まで
その他角度 25 度まで
検査視標　緑色矢印

（１）　部屋は暗くして検査します。(暗室が望ましい)
（２）　本器御使用時は壁面より患者眼まで 1.4m（又は１m）の位置に配置します（器械の移動は可能です)。
壁面は 2m×2m（又は 1.5×1.5m）白色
（なるべく薄い色）が望ましい。
（３）　患者眼が、赤緑メガネの中心に来るよう顎台上下ノブ等により、セットし、頭部を安定させます（赤緑メガネは前後左右に動かせます)。
（４）　指示灯、プロジェクターの電源スイッチを入れます
壁面に赤色ヘスチャート図（スケール）及び緑色
矢印が投影されます。
（５）　緑色フィルターを通しては、緑色矢印が見え、赤色フィルターを通してはヘスチャート図（スケール）が見え、両眼が分離された事になります。
（６）　検者はヘスチャート図（スケール）の検査点（通常±１５度、９ポイント）を矢印で指示する様患者に伝えます。(左右眼を検査します)
（７）　患者が，緑色矢印で示した点を記録用紙に記入します。

【使用上の注意】
(1) 本器は医師等医療に精通した者のみが使用するようにして下さい。
(2) 電源、アース等の接続を確実にしてください。
(3) 検査距離 1.4m（又は 1m）を確認してください。

(4) 同様にご使用中プロジェクターに触れないようにして下さい。
(5) 長時間ご使用になるときは、ランプスイッチを切り、ファンだけを回して冷却してください。
(6) 長時間連続してご使用になると温度ブレーカーが作動してランプが消えることがあります、その場合はプロジェクター右面の赤いボタンを押してください。
(7) ランプの消し忘れにご注意ください。
(8) 器械及び患者に異常等か有りましたら使用を中止して適切に処置して下さい。

【保管方法及び有効期間】
常温、常湿、埃の少ない所にカバーをかけて保管。
使用期限は特にありませんが、６年をめどにご使用ください。

【保守点検に係る事項】
①電球等、交換部品は弊社指定の品をご使用ください。
矢印電球の交換は、後側のツマミを緩めて行います。
②故障、破損、汚れ等ありましたら、修理して下さい。
③電球交換時、電球を直接、手で掴まないで下さい。

【包装】　一台単位

【その他、組立方法】
（１）顎台（赤緑眼鏡付き）をテーブルの固定金具に差込みビスで止めてください。
（２）矢印投影機はテーブルの穴に入れツマミで固定します。コードはテーブルの下の電源ボックスに差し込んでください
（３）プロジェクターをカバーに入れてテーブルの溝にセットして、コードはテーブルの下の電源ボックスに差し込んで下さい。(プロジェクターはなるべくカバーの前の方で、座りの良い所に置いてください)

【主要文献及び文献の請求先】
氏名　株式会社　半田屋商店
住所　東京都文京区本郷３－３７－４
電話　03-3811-0087
ＦＡＸ03-3818-9695

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】
株式会社　半田屋商店
〒１１３－００３３
東京都文京区本郷３丁目３７番４号
ＴＥＬ　０３－３８１１－００８７
ＦＡＸ　０３－３８１８－９６９５

取扱説明書を必ずご参照ください